

第31回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年3月29日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 浜中町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号 | 農業委員会職員の任免について |
| 日程第 1 6 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第31回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

3月、芽吹きの季節を迎え、三寒四温が続く中、卒業、入学進学を迎え何かとお忙しい中、本総会にご出席下さいますありがとうございます。

今年は統一地方選挙の年で、本町でも選挙戦が予想されております。農業委員に対しても、現職議員の中には町議の報酬が上がることに對して特別職地方公務員の報酬についても18年間一律10%削減されたまま現在に至っております。

このことに意義を申し立ててくれている人もいます。

また、今月は人事異動の時期でもあります。本委員会にも人事異動がありますので後ほど議案の中で紹介させていただきたいと思っております。

本日は、報告1件、議案は9件提案させていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番山下委員、8番宮崎委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

3月3日、釧路農業改良普及センター釧路東部支所主催の「令和4年度釧路東部地区農業改良普及推進会議」が茶内支所で開催され、私が出席しております。

この会議は、厚岸・浜中両町の指導農業士と農業士、役場・農協の担当課長及び共済組合支所長等が参集し、農業改良普及センターの職員より「生産抑制化における飼養管理」について調査報告を受けております。

3月7日、「農地転用及び土地の現況証明願に係る現地調査」を〇〇〇〇地区と〇〇〇〇地区で実施し、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員、事務局2名が参加しております。

〇〇〇〇地区の対象地は、〇〇〇〇の建設を予定している土地で、関連する農地の転用部分と、手続き未了となっている施設用地の地目確認を行うため現地調査を行っておりますが、現況証明願いについては本総会で審議をいただき、農地転用については融資が決定次第、総会に提案する予定となっております。

次に〇〇〇〇地区の対象地は、〇〇〇〇、〇〇〇〇の建設を予定している土地で、関連する農地の転用部分について調査を実施しております。こちらについては、議案第4号で提案しておりますので、ご審議をお願いいたします。

3月8日から14日、「令和5年第1回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。一般質問者は3名で、バイオマス産業都市推進計画について、津波緊急事業計画による整備についてなど、議論が交わされております。

また、町長からは令和4年度補正予算、令和5年度町政執行方針、令和5年度当初予算など30議案が提案され、慎重な審議を経て5日間の日程を終了しております。

3月15日から16日、「一般社団法人北海道農業会議第94回総会及び令和4年度市町村農業委員会会長・事務局長会議」が札幌市で開催され、白川会長と村田係長が出席しております。総会では、理事の欠員による新たな選任議案や補正予算等が提案され、会長・事務局長会議においては、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う農業委員会事務の留意点について説明を受けたところでございます。

3月17日、「農地転用に係る現地調査」を〇〇地区で実施し、篠原委員、百々委員、谷口委員、事務局1名が参加しております。対象地は、〇〇〇の建設を予定している土地で、関連する農地の転用部分について調査を実施しておりますが、こちらについては、議案第4号で提案しておりますので、ご審議をお願いいたします。

3月27日、「第8回農政部会」を開催し、白川会長、嵯峨職務代理、新井委員、押切委員、橋場委員、宮崎委員、事務局3名が出席しております。本総会で提案しております「令和5年度最適化活動の目標の設定」と「浜中町農業委員会事務局規程の改正」について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があ

ったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第29回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、農業用施設（〇〇〇〇〇〇〇）の整備に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇-〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委4-26号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、施設が建設されている部分の現況地目を整理するものでございます。現地調査につきましては、嗟峨委員、橋場委員、妹尾委員、事務局2名により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は厚陽〇〇

○番、○筆、面積○○万○○○㎡、契約期間は令和○年○○月○日から令和○年○○月○○日までとなっておりますが、この度の解約により令和○年○○月○○日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室)

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定3件、使用貸借による権利の設定2件、の許可申請でございますが、整理番号1は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万㎡で、この土地を、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は、熊牛東〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を、姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、整理番号4は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、姉別緑栄〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、6番山下委員、お願いします。

山 下 委 員

借主の〇〇氏は、規模拡大を目指し、草地の増加を目指してきましたが、育成牛の預託ができなくなりまして急遽土地の増加を望まれました。
〇〇氏と協議した結果このようになりましたが、〇〇氏は経営自体については何ら問題ないので許可することに問題ございません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、10番妹尾委員、お願いします。

妹 尾 委 員

借主の〇〇氏は、息子と親子3代で営んでおり、草地の管理も何ら問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号3と4について、2番押切委員、お願いします。

押 切 委 員

整理番号3, 4は、いずれも親子による使用貸借でありこれまでも適正に管理されているため何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

これから議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号2の審議を行い、その後、整理番号1と3と4について審議を行いたいと思います。

〇〇〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許
可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、
農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県
知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当
該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされておしま
す。

本案は2件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇
〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により、農業用施設(〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇、〇〇〇)を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇
筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²を永久転用しようとするものでございます。現地調査に
つきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員、事務局2名により、〇月〇日に実
施しております。整理番号2の申請者は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経
営規模拡大により、農業用施設(〇〇〇)を建設するもので、現有施設との効率利
用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇〇〇〇m²を永久転用しようとするものでござ
います。現地調査につきましては、篠原委員、百々委員、谷口委員、事務局1名に
より、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で

定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった

場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており。

本案は、売買2件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、熊牛基線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、整理番号2は、熊牛基線〇〇番地、〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。
よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。
次に、整理番号2については、農地部会の方々をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標を設定し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。

内容といたしましては、「農地の集積に係る目標」、「遊休農地の解消に係る目標」、「新規参入の促進に係る目標」、などについて、目標設定を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
10番妹尾委員。

妹尾委員 農業委員と最適化推進委員の違いは何なのか。

事務局長 遊休農地が〇%以下、集積率が〇〇%以上の場合、最適化推進委員を委嘱しなくても良いとなっていることから当町は最適化推進委員を委嘱しておりません。
活動の内容については、農業委員と現地に随行したり、日常活動は農業委員と同じようなことをします。主な違いは、最適化推進委員は総会に出席することができないことです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 浜中町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第8号 浜中町農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の改正は、令和〇年〇月〇日、国家公務員法等の一部を改正する法律が施行されることにより定年が引き上げられ、役職定年制の導入に伴う、規程の一部改正でございます。定年延長が開始された後、60歳に達した管理職については、原則翌〇月〇日までに管理職以外の職に降任する制度となることから、係長相当職とする「専門員」という職を設けることにより、管理職は「専門員」に降任することとなります。

本委員会においても、浜中町農業委員会事務局規程において「専門員」に関する事項を追加する必要があることから、本規程に関連する項目について、改正しようとするものでございます。

なお、この改正訓令は、令和〇年〇月〇日から施行することとしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第8号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第9号 農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。

本案は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇への〇〇と、〇〇〇より〇〇〇〇を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が、町長からありました。

この度採用する〇〇〇〇につきましては、現在、町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の職にありますが、この度農業委員会職員に任命しようとするものでございます。発令月日につきましては、それぞれ4月1日付けでございます。

以上、提案の理由及び内容についてご説明申し上げましたが、任免事項については農政係長に朗読させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(朗読あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第9号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長

次回総会について、4月26日、水曜日、午前10時からを提案します。

議 長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、4月26日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月26日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第31回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

6番 山下康紀

浜中町農業委員会

8番 宮崎義幸